

# 矢板市商工会創業者等助成金交付要領

## 1. 目的

この要領は、矢板市商工会創業者等助成金交付に関し、必要な事項を定めることにより、新規事業の創出や新たに矢板市において事業展開を図り、もって産業の活性化と振興を促進するとともに商工会員の増強を目的とする。

## 2. 定義

- (1) 矢板市内において、新たに事業を展開する者。
- (2) 小規模事業者（金融業・保険業・不動産業及び風俗営業を営むものを除く。）で、営利を目的として市内に事務所若しくは事業所を設ける法人・個人で、商工会に加入できる者。
- (3) 矢板市内において新たな事業を開始した月が、令和4年6月以降の者を対象とする。
- (4) 当該助成金は、商工会の予算額を超える時、新たな募集は行わない。

## 3. 助成対象者

- (1) 商工会に加入する者。
- (2) フランチャイズ・システムに加盟して行う事業でないこと。
- (3) 宗教的、政治的及び反社会的活動を目的としないこと。

## 4. 助成対象経費

助成の対象となる経費は、創業者等が賃借する店舗等の月額賃料（敷金、礼金、共益費及び水道光熱費等を除く）に係る経費とする。

## 5. 助成対象期間

助成の対象期間は、交付申請日以降とし、矢板市において事業を開始した月の翌月から起算して24月以内とする。また、助成対象期間中に事業が中止となった場合の助成終了月は、当該中止事由の発生した日の属する月の前月とする。

## 6. 助成金

助成金の額は、予算の範囲内において交付するものとし、助成対象経費の合計額の2分の1以内として、月額1万円を限度として支給し、商工会の実施する“創業塾”を受講し修了した者は加えて月額1万円を支給する。また、助成対象経費が複数年にわたる場合、助成金は毎年度交付する。

## 7. 助成金の申請

この助成金の交付を受けることを希望する者は、次に掲げる書類を添えて申請書とともに会長に提出しなければならない。

- (1) 賃借する店舗等に係る賃貸借契約書の写し
- (2) 事業を開始した月が分かる書類の写し
- (3) その他必要と認める書類

## 8. 助成金の請求

助成金の交付決定を受けた者は、毎年度末又は支援終了月の末日のいずれか早い日から2週間以内に次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 賃借する店舗等の賃料支払いに係る領収書等の写し
- (2) 助成金交付請求書

## 9. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。